

令和5年度 起業家支援事業（社会的事業枠・東京23区枠・就職氷河期世代枠）助成金のご案内

助成金額：上限 100 万円（空き家を活用する場合は最大 200 万円） 助成率：1/2

追加募集

受付期間：7月3日（月）～8月2日（水） <最終日 16 時必着>

－ 兵庫県内で起業する方を応援します！ －

■事業概要（※ 詳しくは募集要項をご覧ください）

応募区分	①社会的事業枠	②東京23区枠	③就職氷河期世代枠
応募資格	(①社会的事業枠) 代表者が、県内に居住し、及び活動拠点を置いて、令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、起業をした方またはする予定の方（※第二創業不可） (②東京23区枠) 下記要件を全て満たす方 (1) 令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、県内に住民票を移し、5年以上居住し続ける意思を有する代表者で、同期間に県内に活動拠点を置いて起業した方または予定している方で5年以上事業を営み続ける意思を有する方（※第二創業不可） (2) 移住(住民票を移す)直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏*1に在住し、東京23区内へ通勤していた方 (3) 移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、または、東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方*2 ※1 東京圏…東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地域（過疎地域等）を除く地域 ※2 東京23区内への通勤期間は、住民票を移す3か月前までが当該1年の起算点		県内に居住し、及び活動拠点を置いて、令和5年4月1日から令和6年1月31日までに、起業をした方またはする予定の方（※第二創業不可） 高卒の場合 昭和49年4月2日～61年4月1日 大卒の場合 昭和45年4月2日～57年4月1日 生まれの方で 前年及び当年の総所得金額から48万円を控除した額が195万円（給与収入換算約350万円）以下の方
応募対象事業	(1) 下記の基準を満たす社会的事業であること ※(1)は社会的事業枠と東京23区枠のみ ①社会性及び必要性—サービス供給の不足等に起因する地域社会が抱える課題(まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等)の解決に資すること ②事業性—提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能 ③デジタル技術の活用—起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること (ex.キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等) (2) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること (3) 地域経済の活性化に資する事業であること		
助成対象経費	事務所開設費、初度備品費、広告宣伝費など、事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって見積・発注・納品・支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ※令和5年10月1日（目途。交付決定日）から令和6年1月31日までの間に、発注し、かつ物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。		
助成金額	上限：100万円 ※空き家を活用する場合は、改修費に対して別途100万円を上限に加算あり 助成率：1/2		
助成対象期間	令和5年10月1日（目途。交付決定日）～令和6年1月31日（4か月）		
応募方法等	① 事務所所在地を所管する商工会・商工会議所またはひょうご産業活性化センター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けたうえ、申請書を提出してください。（所在地等：裏面参照） ② 応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。（必要に応じて現地調査を実施）		

■この助成金に関するお問い合わせ

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター 創業推進部新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

神戸市産業振興センター2階

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付 平日(午前) 9:00～12:00 (午後) 13:00～17:00

■募集要項・申請書等ダウンロード先

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索

